

特定秘密保護法の区議会への陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 207 号

受理年月日 平成 26 年 9 月 18 日

付託年月日 平成 26 年 9 月 30 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .  
. . . . .

陳情原文 「特定秘密保護法(特定秘密の保護に関する法律)」を国民の多くが反対し、慎重審議が求められていましたが、昨年12月6日、安倍政権は審議を打ち切り強行採決・成立させました。参議院で強行採決された後の世論調査でも、廃止や修正を求める国民の声は8割を超えていました。この法律は、個人の秘密・情報を保護する目的ではなく、いま政府がすすめようとしている「集団的自衛権」や「憲法改悪」などと強く連動しており、国民にとって多くの問題点があります。

この法律は、「何が秘密かも秘密」にして、秘密を漏らした人や秘密を知りたいとした人などを取り締まり、処罰の対象としています。裁判になっても特定秘密は開示されず、裁かれる理由がわからず、裁判官でさえも特定秘密を知ることができないまま裁くこととなります。この「特定秘密保護法」が実施された場合、公務員は秘密・情報を漏らすと懲役10年、報道機関や一般国民は懲役5～10年、国会議員も懲役刑になる恐れが十分にあります。

「特定秘密保護法」は、国民の知る権利、取材や報道の自由、表現の自由などを侵害し、民主主義を破壊するものです。憲法や国際人権規約、ツワネ原則(国家安全保障と情報の権利に関する国際原則)などにも違反するものです。

つきましては、貴区議会が特定秘密保護法の拙速な施行を止めて、同法を廃止することを政府と衆参両議院に求める決議を採択し、政府と衆参両議院へ要望することを陳情します。